

特定非営利活動法人 静岡県成年後見サポートセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 静岡県成年後見サポートセンター という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)が自らの意思に基づいた日常生活が過ごせるよう、権利の擁護と財産の管理等について支援することにより高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動（別表第1号）
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動（別表第8号）

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高齢者等の権利擁護、財産管理等の支援に関する事業
- (2) 後見人等の支援及び養成に関する事業
- (3) 成年後見制度の広報及び調査、研究に関する事業
- (4) 成年後見制度に関する書籍及び印刷物の企画、出版、頒布事業
- (5) 地方公共団体、地域福祉団体等への協力支援に関する事業
- (6) 公正証書遺言作成時の証人、遺言執行者等の支援及び養成に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助する個人または団体

(入会)

第7条 この法人に入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項により入会の手続をした者について入会を認めない場合は、速やかにその理由を付した書面により本人又は団体に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会で定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をし、受理されたとき
- (2) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき
- (3) 正当な理由がなく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 会員たる団体が解散または消滅したとき
- (6) 破産宣告を受けたとき

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届により理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員の総数の4分の3以上の議決により除名することができる。この場合は、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長、3人以内を常任理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序によって、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、理事長、副理事長を補佐し、この法人の常務を分担処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく

は定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第 17 条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 19 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 顧問

(顧問)

第 20 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が理事会に諮ってこれを委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務運営上の重要な事項について、理事長の諮問に答え又は意見を述べる。
- 4 顧問の任期は、役員に準じる。
- 5 顧問は、無報酬とする。

第 6 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は次に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算

- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会員の除名
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度終了後、3 月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、総会に出席した正会員からの求めがあるときは、総会出席者の過半数の承認をもって、新たな議決事項を加えることもできる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 事務局、委員会等の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、理事から求めがあるときは、理事会出席者の過半数の承認をもって新たな議決事項を加えることもできる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第 46 条 予備費成立後にやむを得ない事由が生じたときは理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

- 2 定款の変更は、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る)
 - (2) 資産に関する事項
 - (3) 公告の方法

(解散)

第 50 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続きの開始
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の理由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 11 章 事務局

(事務局の設置)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 12 章 委員会等

(委員会等)

第 55 条 理事長は、この定款に定めるほか、理事会の承認を経て必要な委員会等を設置することができる。

(委員会等規則)

第 56 条 前条の委員会等の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 13 章 会員の遵守義務

(品位保持)

第 57 条 会員は、この定款を遵守し、常に関係法令等の研鑽と高潔な人格の保持に努めなければならない。

(守秘義務)

第 58 条 会員及び会員であった者は、取り扱った事件等について知り得た事実等は、他に漏らし又は利用してはならない。

第 14 章 雑 則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。
 - 理事長
 - 副理事長
 - 副理事長
 - 副理事長
 - 常任理事
 - 常任理事
 - 常任理事
 - 監事
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 10 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 7 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の議決によるものとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 6,000 円 年会費 6,000 円
 - (2) 賛助会員 入会金 6,000 円 年会費 1 口 3,000 円